

那覇市頑張るマチグワー支援事業補助金交付要領

平成 27 年 6 月 9 日
(経済観光部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇市頑張るマチグワー等支援基金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）及び交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第 2 条 本市の中心市街地の核ともいえるマチグワーは戦後、まちの活力として地域経済の発展に大きく貢献してきた。しかし、近年では、都市機能の拡散、自動車化の進展、大型商業施設の増加、高齢化の進展等、マチグワーを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあり、地域住民のマチグワー離れが懸念される。中心商店街の衰退は、市全域及び周辺市町村へも多大な影響を与えることから、対象団体の自主的な活動を支援することにより、中心商店街の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において、「任意の商店街及び通り会」とは、中小企業基本法上の類型による小売業又はサービス業を営む者の店舗が概ね 10 店舗以上近接して商業街区を形成し、構成員の半数以上が小売業又はサービス業にて組織される団体をいう。

(補助金の対象団体)

第 4 条 補助金の対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、任意の商店街及び通り会のうち、次の要件をすべて満たす団体

- ア 中心商店街に活動の拠点があること
- イ 対象となる団体は 5 名以上の構成員を擁する団体であること
- ウ 中心商店街の活性化に資する活動実績が原則 1 年以上あること
- エ 団体の規約を有し、代表者及び所在地が明らかであること
- オ 会計経理が明確であること

(2) 前号の要件を満たす団体が主体となって組織する実行委員会等

2 前項の規定にかかわらず、那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係にある団体等は対象としない。

(補助対象事業)

第 5 条 補助の対象となる事業は、次に掲げるテーマに沿って実施される事業とする。

(1) 地元客を引き付ける魅力ある商店街・街づくり

- (2) 地元客と観光客の交流を促進しにぎわいを創出する商店街・街づくり
 - (3) 高齢者や障がいのある方にやさしい商店街・街づくり
 - (4) 子供にやさしい商店街・街づくり
 - (5) 地域や歴史にちなんだ商店街・街づくり
 - (6) 安全安心な商店街・街づくり
 - (7) 地域連帯を強化促進する商店街・街づくり
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。
- (1) 政治又は宗教活動を目的とする事業
 - (2) 那覇市の各種基本計画等と整合性を欠く事業

(補助金交付内容)

第6条 補助金の交付内容については、以下のとおりとする。

- (1) 補助金交付概要は別表のとおりとする。なお、概算払を申請する場合は経費にかかる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (2) 交付の対象となる経費区分は交付要綱別表第2のとおりとする。
- (3) イベントに伴う協賛金や出店料、広告料他収入については、補助事業者の自己負担額に充当する。その収入が自己負担額を上回る場合は補助金額を減額する。
- (4) 経費の支払上限額は交付要綱別表第3のとおりとする。
- (5) 事業実施期間は交付決定の日から原則翌年1月末日までとし、特に市長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (6) 実績報告期限は事業完了日から20日以内又は翌年2月末日までのいずれか早い日とする。
- (7) 市長は適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

付 則

この要領は、平成27年6月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年5月17日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年5月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月9日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月21日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年11月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月20日から施行する。

別表 補助金交付概要（第6条関係）

補助メニュー		補助事業内容	補助率	補助額	概算払い限度額	対象経費	備考
1	マチグラー・地域商店街等基盤整備支援事業	補助対象団体の課題解決に向けた基盤整備に係る初期投資等	補助対象経費の4/5以内	(上限) 500万円	交付決定額の80%以内。	交付要綱別表第2に掲げる項目	<u>✓メニュー1について</u> 1団体1事業まで。 商店街の環境整備や公衆の利便性向上につながる設備、機器、備品等に係る経費
2	商店街イベント等開催事業	商店街の集客を目的としたイベント等		(上限) 新規 150万円 2回目 100万円 3回目 50万円 4回目以降・その他 30万円			<u>✓メニュー2～5について</u> ・1団体3事業まで。 組み合わせは自由
3	特色ある商店街推進事業	計画策定、研修会、人材育成、講師招聘等		(上限) 30万円			<u>✓メニュー2について</u> ・交付申請額が30万円を超える新規事業は、1団体あたり1事業まで。 ・継続事業で申請できるのは2事業まで。(同日開催、連日開催は2事業とはみなさない。) ・令和6年度以前からの継続事業は上限30万円とする。
4	商店街魅力発信事業	ホームページ構築、デジタルコンテンツ、マップ、情報誌制作等		(上限) 新規 30万円 一部変更、増刷の場合は 10万円			<u>✓メニュー5について</u> ・防犯パトロール活動は、商店街を含む近隣地域を定期的に巡回するもの。 ・安全安心のためのソフト事業に係る経費 例：防犯パトロール活動等に係る経費(ビブス・腕章・懐中電灯などの消耗品、立看板や横断幕、ポスター作成、防犯教室の開催等)に係る経費)
5	安全安心な商店街づくり支援事業	商店街の安全・安心のための活動等		(上限) 200万円			

※当該基金で整備した設備・備品等については、設置後（翌年度起算）法定耐用年数満了まで継続活用するものとする。

※原則プレゼンテーション審査とする。

※概算払は事業目的に適合し、当該事業に使用されることが確認できる資料に基づき支払い額が決定される経費を対象とする。